

『市町村のための水害対応の手引き』改訂(平成29年6月)の概要

背景

- 1 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(平成29年1月)を踏まえた改訂
(平成28年台風10号における教訓を踏まえた防災対策の強化)
 - ▶ 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方、要配慮者の避難の実効性を高める方法、躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築
- 2 水防法等の改正(平成29年5月)を踏まえた改訂
 - ▶ 大規模氾濫減災協議会制度の創設、市町村長による水害リスク情報の周知、民間事業者が担う水防活動の活性化

主な改訂内容

○ 市町村が実施すべき主な対策の明確化

- ・ 「情報の収集・発信と広報の円滑化」を「情報の収集・分析」と「広報の円滑化と情報の発信」へ変更

○ 「情報の収集・分析」の内容の充実

- ・ 「大規模氾濫減災協議会」に関する記載を追加し、「関係機関との“顔の見える関係”の構築」に関する内容を充実化
- ・ 「ホットラインの活用」に関するページを新設
- ・ 水害リスク情報として中小河川に係る過去の浸水実績等の周知に関する記載の追加 等

○ 「避難対策」の内容の充実

- ・ 「避難勧告・指示等の発令」のページに「避難勧告の発令基準の設定例」、「避難準備・高齢者等避難開始の伝達文例」及び「水害時の住民の避難行動」の記載を追加
- ・ 「要配慮者等の避難の実効性の確保」に関するページを新設 等

○ その他掲載内容の修正

- ・ 「近年の水害の発生状況」などの記載内容を更新(最新化)
- ・ 水防管理者から委託を受けた民間事業者による水防活動の円滑化に関する記載の追加 等